

伊仙町準要保護児童生徒認定

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

伊仙町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 伊仙町に住所（住民票上の住所）を有しており、伊仙町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
 - 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護に準ずる程度に困窮している世帯（公務員、認定農業者、所得未申告者は含みません）
 - ・ 生活保護の停止または廃止となった
 - ・ 市区町村民税が非課税となっている
 - ・ 保護者の職業が不安定または、病気やケガ等で失職している世帯
 - 3 認定基準算定の所得額
 - ・ 基準額が 1,250,000 円以下の世帯、ひとり親世帯は 794,000 円です。
 - ・ 総所得額から生活基準総額を差し引いた額が基準額となります。
- ※ 生活基準額は、一人あたり年額 456,000 円とします。

○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,100円	21,700円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,170円	2,180円	定額
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	19,900円	22,900円	入学前支給
校外活動費	宿泊を伴わない校外での活動	1,510円	2,180円	定額
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	5,000円	5,000円	上限

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。また、小学校入学予定の方は就学時健康診断の時に提出いただきます。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、伊仙町教育委員会において行い、審査結果については、6月頃に学校を通じてお知らせを行います。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に行う予定です。

○ 注意点について

認定を受けた後に、基準を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。

○ 問合せ先

伊仙町教育委員会 総務課

大島郡伊仙町伊仙 2638 番地（徳之島農業高校跡地）

TEL：0997-86-4651